

札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則の一部を改正する規則案について  
令和7年（2025年）10月16日提出

教育長 山 根 直 樹

札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則の一部を改正する規則

札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則（平成29年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式3から様式6までの規定中「処分書を受けた」を「処分があったことを知った」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（理 由）

市立学校教育職員等に対する退職手当の支給制限等に関する事項を通知する様式に記載する教示について、関係法令の規定と記載を整合させるため、本案を提出する。

札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則（平成29年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後	備考										
<p>様式3</p> <p>(表面)</p> <p>退職手当支払差止処分書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>(退職手当管理機関) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>札幌市立学校教育職員退職手当条例第24条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対し審査請求をすることができる。</p> <p>また、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市教育委員会となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできる。</p> <p>さらに、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="height: 80px; vertical-align: top;">(退職をした者の氏名)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">(採用年月日) 年 月 日</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">(勤続期間) 年 月</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(退職年月日) 年 月 日</td> </tr> </table>	(退職をした者の氏名)		(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月	(退職年月日) 年 月 日	<p>様式3</p> <p>(表面)</p> <p>退職手当支払差止処分書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>(退職手当管理機関) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>札幌市立学校教育職員退職手当条例第24条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対し審査請求をすることができる。</p> <p>また、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市教育委員会となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできる。</p> <p>さらに、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="height: 80px; vertical-align: top;">(退職をした者の氏名)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">(採用年月日) 年 月 日</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">(勤続期間) 年 月</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(退職年月日) 年 月 日</td> </tr> </table>	(退職をした者の氏名)		(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月	(退職年月日) 年 月 日	<p>・国の様式改正を受けた改正</p>
(退職をした者の氏名)												
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月											
(退職年月日) 年 月 日												
(退職をした者の氏名)												
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月											
(退職年月日) 年 月 日												

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号俸)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支給される。  1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考

- 1 勤続期間とは、札幌市立学校教育職員退職手当条例第17条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号俸)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支給される。  1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考

- 1 勤続期間とは、札幌市立学校教育職員退職手当条例第17条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 4

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



札幌市立学校教育職員退職手当条例第24条第2項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対し審査請求をすることができる。

また、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市教育委員会となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできる。

さらに、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

様式 4

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



札幌市立学校教育職員退職手当条例第24条第2項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対し審査請求をすることができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市教育委員会となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできる。

さらに、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	

・国の様式改正を受けた改正

(裏面)	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号俸)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条 )	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支給される。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li> <li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、札幌市立学校教育職員退職手当条例第25条第1項の処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</li> <li>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、札幌市立学校教育職員退職手当条例第25条第1項の処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li> <li>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</li> </ol>	
備考 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 勤続期間とは、札幌市立学校教育職員退職手当条例第17条第1項に規定する勤続期間をいう。</li> <li>2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</li> </ol>	

(裏面)	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号俸)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条 )	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支給される。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li> <li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、札幌市立学校教育職員退職手当条例第25条第1項の処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</li> <li>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、札幌市立学校教育職員退職手当条例第25条第1項の処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li> <li>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</li> </ol>	
備考 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 勤続期間とは、札幌市立学校教育職員退職手当条例第17条第1項に規定する勤続期間をいう。</li> <li>2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</li> </ol>	

様式 5

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



札幌市立学校教育職員退職手当条例第24条第2項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対し審査請求をすることができる。

また、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市教育委員会となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできる。

さらに、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

(退職をした者の氏名)

(採用年月日) 年 月 日

(勤続期間)

年 月

(退職年月日) 年 月 日

様式 5

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



札幌市立学校教育職員退職手当条例第24条第2項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対し審査請求をすることができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市教育委員会となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできる。

さらに、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

(退職をした者の氏名)

(採用年月日) 年 月 日

(勤続期間)

年 月

(退職年月日) 年 月 日

・国の様式  
改正を受け  
た改正

(裏面)	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) ( 職 級 円号俸)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支給される。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li> <li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、札幌市立学校教育職員退職手当条例第25条第1項の処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</li> <li>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、札幌市立学校教育職員退職手当条例第25条第1項の処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li> <li>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合</li> </ol>	
備考	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 勤続期間とは、札幌市立学校教育職員退職手当条例第17条第1項に規定する勤続期間をいう。</li> <li>2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</li> </ol>	

(裏面)	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) ( 職 級 円号俸)
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支給される。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li> <li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、札幌市立学校教育職員退職手当条例第25条第1項の処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</li> <li>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、札幌市立学校教育職員退職手当条例第25条第1項の処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li> <li>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合</li> </ol>	
備考	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 勤続期間とは、札幌市立学校教育職員退職手当条例第17条第1項に規定する勤続期間をいう。</li> <li>2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</li> </ol>	

様式 6

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



札幌市立学校教育職員退職手当条例第24条第3項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対し審査請求をすることができる。

また、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市教育委員会となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできる。

さらに、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

(退職をした者の氏名)

(採用年月日) 年 月 日

(勤続期間)

年 月

(退職年月日) 年 月 日

様式 6

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



札幌市立学校教育職員退職手当条例第24条第3項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対し審査請求をすることができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は、札幌市教育委員会となる。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできる。

さらに、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。

(退職をした者の氏名)

(採用年月日) 年 月 日

(勤続期間)

年 月

(退職年月日) 年 月 日

・国の様式  
改正を受けた改正

(裏面)	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) ( 職 級 号俸) 円
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支給される。</p> <p>1 この処分を受けた者が札幌市立学校教育職員退職手当条例第25条第2項の処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合</p>	
<p>備考</p> <p>1 勤続期間とは、札幌市立学校教育職員退職手当条例第17条第1項に規定する勤続期間をいう。</p> <p>2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</p>	

(裏面)	
(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) ( 職 級 号俸) 円
(懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支給される。</p> <p>1 この処分を受けた者が札幌市立学校教育職員退職手当条例第25条第2項の処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合</p> <p>2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合</p>	
<p>備考</p> <p>1 勤続期間とは、札幌市立学校教育職員退職手当条例第17条第1項に規定する勤続期間をいう。</p> <p>2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。</p>	

# 令和7年第17回教育委員会会議 提出議案の概要について

(教育委員会教職員課給与係)

【議案第2号】札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則の一部改正について

## 札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則の一部改正について

### (1) 改正の背景

国において、国家公務員における退職手当の支給制限等に係る書面の様式について行政不服審査法の規定ぶりに即して改正された。

### (2) 改正内容

様式に記載されている審査請求をすることができる期間の起算日について「処分書を受けた日」の翌日から「処分があったことを知った日」の翌日に改める。

### (3) 施行期日

本規則案については、公布の日を施行日とする。